

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法による予防接種事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、予防接種法による予防接種事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種法による予防接種事業の実施に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護に関する契約を締結している。

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種事業の実施に関する事務
②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。 市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型インフルエンザ等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑧定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表 14、126の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】25、26、153、154の項 【情報照会】25、26、27、28、29、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	備前市保健福祉部こども・保健課
②所属長の役職名	こども・保健課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 保健福祉部 こども・保健課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1820
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムにおいては、外部との接続ができない環境で端末を使用するとともに、静脈認証によるログインに加え、システムへのログインにはユーザーIDとパスワードを用いて認証しており、権限のない者によって不正に利用されないことがないようアクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 山本光男	保健課長 森優	事後	人事異動
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	全面追記	事後	
令和2年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づく、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種について、市内に居住し、政令で定める者に対し予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報とは、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務	事後	
令和2年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条の2	事後	
令和2年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし 【情報照会】17、18、19項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】なし 【情報照会】13条	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二【情報提供】16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】16の2、17、18、19、115の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号別表第二省令における根拠【情報提供】第12条の2（別表第二の16の2の項）、第12条の2の2（別表第二の16の3の項）、第59条の2（別表第二の115の2の項） 【情報照会】第12条の2（別表第二の16の2の項）、第12条の3（別表第二の17の項）、第13条（別表第二の18の項）、第13条の2（別表第二の19の項）、第59条の2（別表第二の115の2の項）	事後	
令和2年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年5月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。	事後	
令和3年5月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和3年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】16の2、17、18、19、115の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 別表第二省令における根拠 【情報提供】第12条の2(別表第二の16の2の項)、第12条の2の2(別表第二の16の3の項)、第59条の2(別表第二の115の2の項) 【情報照会】第12条の2(別表第二の16の2の項)、第12条の3(別表第二の17の項)、第13条(別表第二の18の項)、第13条の2(別表第二の19の項)、第59条の2(別表第二の115の2の項)	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】16の2、16の3、115の2の項 【情報照会】16の2、17、18、19、115の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 別表第二省令における根拠 【情報提供】第12条の2(別表第二の16の2の項)、第12条の2の2(別表第二の16の3の項)、第59条の2(別表第二の115の2の項) 【情報照会】第12条の2(別表第二の16の2の項)、第12条の3(別表第二の17の項)、第13条(別表第二の18の項)、第13条の2(別表第二の19の項)、第59条の2(別表第二の115の2の項)	事前	法改正
令和3年9月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業(以下「事業」という。)を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業(以下「事業」という。)を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 森優	保健課長	事後	
令和4年7月14日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和3年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和4年3月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルスのB類疾病移行
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・番号法別表 14、126の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二【情報提供】16の2、16の3、115の2の項【情報照会】16の2、17、18、19、115の2の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 別表第二省令における根拠【情報提供】第12条の2（別表第二の16の2の項）、第12条の2の2（別表第二の16の3の項）、第59条の2（別表第二の115の2の項）【情報照会】第12条の2（別表第二の16の2の項）、第12条の3（別表第二の17の項）、第13条（別表第二の18の項）、第13条の2（別表第二の19の項）、第59条の2（別表第二の115の2の項）	・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供】25、26、153、154の項【情報照会】25、26、27、28、29、153、154の項	事後	法改正
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 いつ時 点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務 の概要	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	本事務は、予防接種法に基づくA類疾病及びB類疾病のうち政令で定める予防接種並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を実施する等必要な事業（以下「事業」という。）を行う事務である。事務の流れは、事業の種類により異なるが、各事業の対象者であることの確認、過去の事業利用の確認、問診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、市民からの問い合わせへの回答等を実施している。市では、特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等 ⑥新型コロナウイルス等対策（特定接種・住民接種）の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・接種記録等を登録、管理し、市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑧定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務	事後	再検討による追記
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	IIしきい値判断項目 いつ時 点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	I 関連情報 5.①部署	備前市保健福祉部保健課	備前市保健福祉部こども・保健課	事後	機構改革

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月9日	I 関連情報 5②所属長の役職名	保健課長	こども・保健課長	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 8.問合せ	備前市役所保健福祉部保健課	備前市役所保健福祉部こども・保健課	事後	機構改革
令和8年7月9日	IIしきい値判断項目いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正